

令和 6 年 12 月

条例議案概要説明書

目 次

	ページ
議案第104号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第105号 徳島市商業観光施設事業条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第106号 阿波おどり会館条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	2

議案第104号

徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 独自利用事務及び特定個人情報の改正

自治体情報システムの標準化に伴い、住登外者（本市の住民基本台帳の記録とは別に管理する必要がある個人）の情報の管理に係る事務が、当該情報を利用する事務から独立した個別の事務となることから、当該事務を独自利用事務とし、当該情報を必要な事務において独自利用できる特定個人情報として加える等、所要の改正をする。

2 施行期日

令和7年1月6日から施行する。

議案第105号

徳島市商業観光施設事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 利用料金の改正

社会経済情勢の変化に適切に対応し、受益者負担の適正化を図るため、眉山ロープウェイの利用料金について次のとおり改める等所要の改正をする。

(1) 普通運賃の額を次のように改正する。

区分		改正案	現行
大人	往復	1,500円	1,030円
	片道	900円	620円
小人	往復	800円	510円
	片道	500円	300円

(2) 割引運賃を廃止する。

(3) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとする。

2 施行期日等

(1) 令和7年4月1日から施行する。

(2) この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第106号

阿波おどり会館条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 利用料金の改正等

社会経済情勢の変化に適切に対応し，受益者負担の適正化を図るため，次のとおり改正する。

(1) 阿波おどりミュージアム観覧及び阿波おどり公演観覧に係る利用料金の上限を次のように改正する。

区分			改正案	現行
阿波おどりミュージアム観覧	一般	個人	500円	300円
		団体	400円	240円
	小・中学生	個人	300円	無料
		団体	240円	無料
阿波おどり公演観覧	通常公演	一般	2,000円	1,250円
		小・中学生	1,000円	630円
	貸切公演	250人までの団体	140,000円	100,000円

(2) 活動室，ホール等の施設利用者に係る冷暖房設備利用料金の上限を次のように定める。

種別	利用料金の額
冷房及び暖房	利用時間に対応する施設利用料金の3割に相当する額

(3) 観光バス駐車場について，利用しようとする者はあらかじめ指定管理者の承諾を受けることとし，その利用料金の上限を駐車時間2時間までごとにつき2,000円（現行 無料）とする。

2 施行期日等

(1) 令和7年4月1日から施行する。

(2) この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができる。